

越前市ふるさと納税返礼品提案制度「事業者提案」募集要項

1 概要

本市のふるさと納税を魅力あふれたものにするために、商品の製造・販売やサービスの提供を行う事業者の方などを対象に、ふるさと納税をしていただいた方への特典である、返礼品の提案を募集します。

応募があった返礼品案については、本市の返礼品として、ふさわしいと認められた場合には、本市ふるさと納税返礼品として加えられ、ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」「ふるぽ」に掲載されます。

2 募集対象者

自社商品等（開発予定を含む）を越前市ふるさと納税返礼品とすることを希望する事業者（個人事業主を含む）等で、次のいずれも該当することが必要です。

- (1) 本社所在地の市町村（本市に本社又は事業所を有する事業者については、本市）の普通税及び目的税（地方税法第5条、越前市税賦課徴収条例第3条）の滞納がないこと。
- (2) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の構成員等でないこと。

3 提案できる返礼品

(1) 食料品

下記①～③のいずれかに該当すること。④は必須。

- ①食料品の主となる原材料の産地が越前市内であること。
- ②加工、製造の工程が市内ですべて行われていること
- ③越前市内の業者が販売する、全国に向けて越前市の魅力をPRすることができる商品であること。
- ④関係法令を遵守していること。

(2) 非食料品

下記のいずれにも該当すること。

- ①主となる原材料の産地が越前市内であること、又は成形、組立て若しくは表面処理等の工程が越前市内で行われていること。
- ②販売を越前市内で行っていること。
- ③全国に向けて越前市の魅力をPRすることができる商品であること。
- ④関係法令を遵守していること。

(3) サービス・役務等

下記のいずれにも該当すること。

- ①越前市内で提供されるものであること。
- ②全国に向けて越前市の魅力をPRすることができるものであること。
- ③関係法令を遵守していること。

4 提案方法

返礼品の提案申込を行うときは、以下のものを越前市商業・観光振興課シティセールス推進室（以下、「担当課」という。）にご提出ください。なお、①については、市のホームページからダウンロードするか、担当課にて受け取ることができます。

(1) 返礼品の提案申込みの際に必要なもの

- ①ふるさと納税返礼品事業者提案申込書（必要事項を記載のこと）
- ②商品の写真（印刷物（データ可））
発送する状態に梱包された商品の写真（データ可）も添付してください。
- ③事業者概要（任意様式（パンフレット等でも可））
- ④宿泊等のサービスの場合、概要のわかる書類・パンフレット（寄附者に送付するチケット等）

(2) ふるさと納税返礼品事業者提案が採択された場合、追加で提出が必要なもの（提案申込時は必要ありません）。採択された場合、別途ご説明いたします。

- ①本社所在地の市町村（本市に本社又は事業所を有する事業者については、本市）の普通税及び目的税（地方税法第5条、越前市税徴収条例第3条）の滞納がない証明書
- ②暴力団排除に関する誓約書
- ③個人情報取り扱いに関する宣誓書

5 提案の返礼品化の進め方

以下のとおり進めるものとします（ご提案から返礼品掲載までは概ね3週間から3か月程度のお時間をいただきます）。

- (1) 担当課へ「ふるさと納税返礼品提案申込書」をご提出いただきます。
- (2) 担当課で内容を確認します。分からない点などがあれば、こちらから電話等で確認をさせていただきます。問題がなければ、返礼品提案を実際に返礼品として形にできる委託事業者（株式会社JTB西日本）へ送付します。
- (3) 委託事業者である株式会社JTB西日本が次のとおり3段階で評価を行います。
 - ①提案内容がそのまま返礼品とできると評価
 - ②提案内容の容量等の一部変更や内容をブラッシュアップする必要があると評価
 - ③提案内容を返礼品化することが難しいと評価
- (4) 上記(3)①②の場合は、具体的にご提案を返礼品化するため、ご提案者の方に株式会社JTB西日本から内容の確認及びブラッシュアップすべき内容等を協議するためにご連絡させていただきます。
- (5) 上記(3)③の場合や検討進めた結果の採否は、担当課からご連絡いたします。